

令和4年10月14日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機 様

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会

委員長 向山 敦夫

大阪広域水道企業団豊能・能勢水道事業（仮称）における料金改定について（意見具申）

企業団の豊能水道事業と能勢町水道事業は、令和6年度に事業（会計）統合する予定であり、豊能・能勢水道事業（仮称）の水道料金については、本委員会に設置した豊能・能勢水道事業（仮称）料金検討部会（以下「部会」という。）において、料金統一を前提とした料金水準や料金体系等のあり方の検討を行い、その結果をとりまとめた報告書が提出されるとともに、企業団から同報告書の内容を踏まえた料金改定案が示された。

本委員会では、改定後の料金水準が適正であるか、料金体系等が給水人口の減少等による水需要の減少などの課題に対応したものとなっているか、また、水道使用者の理解を得るための取組が行われているかなどの観点から審議を行った。

審議の結果、以下の事由により、今回示された豊能・能勢水道事業（仮称）の料金改定案は適切であると判断する。

- ・令和10年度までを料金算定期間とした料金水準について、施設整備計画（投資計画）や経営改善の取組に加えて、豊能町及び能勢町の一般会計繰入金の活用時期の前倒しを行うことにより、改定後の供給単価を301.1円/m<sup>3</sup>として、必要な改定率（豊能水道事業15%、能勢町水道事業12.8%）を決定していること。
- ・料金体系及び料金構造について、今後も豊能・能勢水道事業（仮称）を持続的に運営していくため、料金体系については口径別料金体系を維持するとともに、料金構造についても基本料金の比率を適正な水準としていること。また、基本料金に設定される基本水量は、水道の普及とともにその役割を一定終えていると考えられることや、使用水量にかかわらず料金が同じであることが合理性に欠ける点などから廃止されていること。
- ・従量料金について、今回の料金改定に伴い、生活用水利用の使用者の負担増加を考慮し、水量区分の調整や逓増制の維持、また府内平均より低い水準とした逓増度を設けるなどの配慮がなされていること。

- ・料金改定の検討に関する情報提供について、豊能町及び能勢町の広報誌や企業団ホームページを活用し、部会での議論等についても積極的に周知を行うとともに、料金改定案について、意思形成過程の段階で両町の住民に対する説明会を開催し、分かりやすい説明にも留意するなど、できるだけ使用者の理解が得られるように努めていること。

上記のとおり今回の料金改定案は適切と考えるが、豊能・能勢水道事業（仮称）においては、今後も人口減少が進み、有収水量も減少するなど、経営を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことが予測される。このような状況の中、今回の料金改定に加え、令和 11 年度以降にも料金改定が必要となる見込みである。既に高料金となっている両町民にとって、度重なる料金改定による負担は大きいため、更なる経営改善の取組の着実な実施に努められたい。

また、今回の料金改定により、府域水道事業間の料金差異が拡大することは、企業団が広域的な料金統一をめざす上でも望ましくない。これまで、構成団体の理解を得て水道事業統合促進基金の活用などの取組を進めてきたが、今後は、更なる取組として企業団における高料金対策を検討していく必要がある。

さらに、加入金について、豊能水道事業と能勢町水道事業のほか企業団に統合した他の水道事業において取扱いが異なっており、今後、企業団において、加入金のあり方や運用方法等を整理されたい。

最後に、豊能・能勢水道事業（仮称）については、今後、住民の料金負担への影響だけでなく、持続可能な事業運営に向けてどのように取り組むかが重要となることから、将来を見据え、諸課題への適切な対応を図られたい。